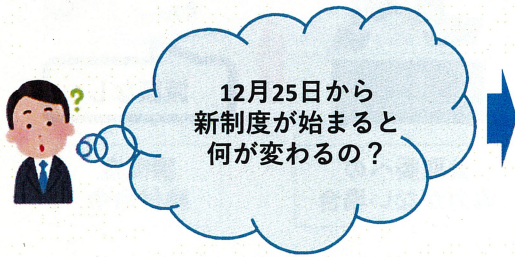


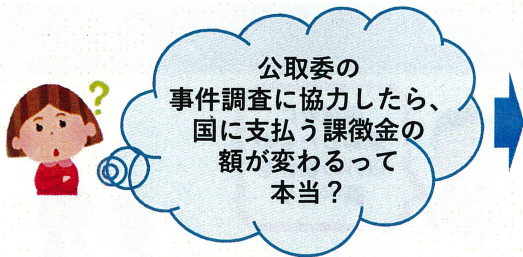
改正独占禁止法を知って、賢くコンプライアンス！

改正独占禁止法の施行に伴い、**令和2年（2020年）12月25日から新制度が始まります！**

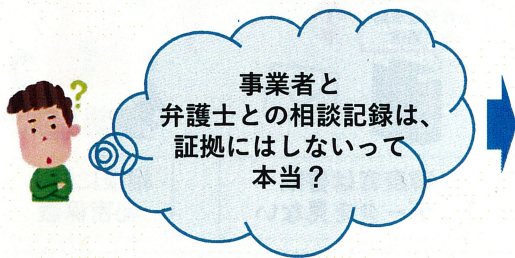


新制度のポイントは**3つ**です！

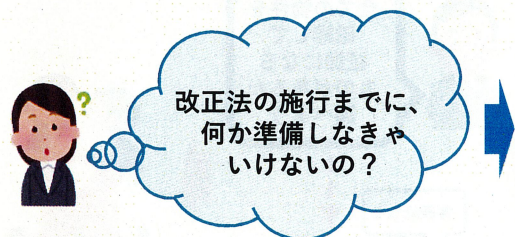
- ✓ **課徴金制度の見直し**
- ✓ **新しい課徴金減免制度**
- ✓ **判別手続**の導入



課徴金の**調査協力減算制度**（※ 事業者の事件調査への協力に応じて減算率を決める制度）が導入されます。



調査協力減算制度の導入により、事業者が外部の弁護士等に相談するニーズがより高まります。
弁護士との相談に係る法的意見の秘密を保護するために、**判別手続**という新たな手続が導入されます。



判別手続を利用するためには、**あらかじめ弁護士との通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管**しておく必要があります（公取委の**調査開始前**の日頃の準備が必要です。）。



改正法施行に向けてしっかり準備をすることでどんなメリットがあるのか、準備をしたA社と準備をしなかったB社の違いを見てみましょう！

《仮想事例》

社内調査をしたところ、営業担当が他社の営業担当者と、商品Xの一斉値上げの合意をしていたことが発覚...社内では対応に追われることになった。

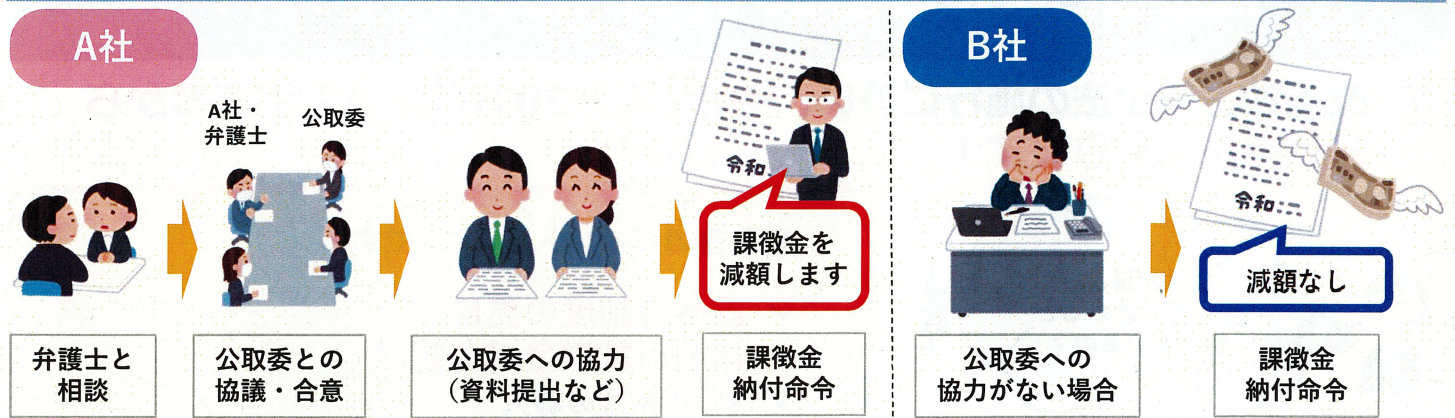
準備したA社



準備しなかったB社

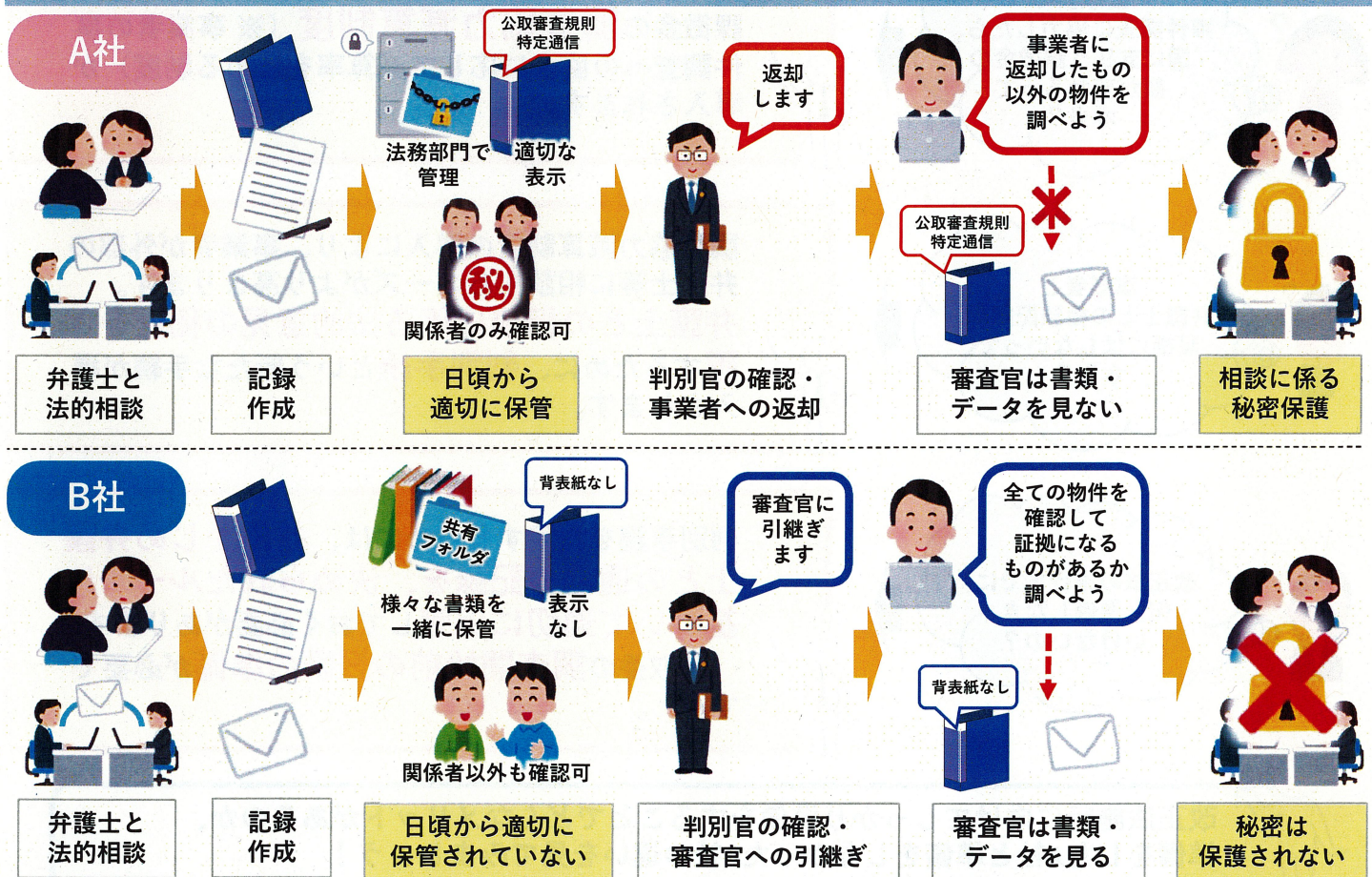


課徴金の調査協力減算制度の場合



※ 実際の減額の割合は協力の度合いなどによって変わります。

判別手続の場合



まとめ

公取委に協力したら、課徴金を減額してもらえる可能性があるなんて、大きな違いがあるなあ！

弁護士との相談記録を日頃からしっかり管理しておけば、相談に係る秘密が保護されるから安心して弁護士に相談できるし、調査協力減算制度も利用しやすくなるね！

そのとおりです！

弁護士との相談記録は日頃から適切に管理しておくなど、改正法施行に向けてしっかり準備をしておくことが大切です。公正取引委員会の改正法特集ページやYouTubeの公正取引委員会チャンネルに掲載されている新制度についての動画・資料や、公正取引委員会が経済団体向けに行っている講師派遣なども活用して、賢くコンプライアンス対策をしましょう。